

避難勧告の判断・伝達マニュアル

平成 27 年 3 月

～ 目 次 ～

全般編

1. 法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 避難勧告等の発令の考え方と住民に求める行動・・・・・・・・ 1
4. 避難勧告等発令の時期への配慮・・・・・・・・ 2
5. 消防団や自主防災組織における留意事項・・・・・・・・ 2
6. 危険区域毎の町指定の避難所（災害種別毎）・・・・・・・・ 2
7. 避難勧告等の伝達方法（一般）・・・・・・・・ 3
8. 避難行動要配慮者名簿の作成・・・・・・・・ 8

土砂災害編

1. 対象とする土砂災害・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 避難すべき区域等・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 避難勧告等発令の時期への配慮・・・・・・・・ 11
4. 避難勧告等の発令の判断基準と留意点・・・・・・・・ 11
5. 避難勧告等の解除・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
6. 雨量に係る情報の入手・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
7. 土砂に係る情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
8. 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
9. 避難準備・高齢者等避難開始の
伝達内容（土砂災害の場合）・・・・・・・・ 13

水害編

1. 水害の種類と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
2. 内水・浸水に避難すべき区域・・・・・・・・ 15
3. 避難勧告等の発令の判断基準・・・・・・・・ 17
4. 避難勧告等の解除・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
5. 避難勧告等の発令の留意点・・・・・・・・ 17
6. 浸水被害に係る情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
7. 避難勧告等の伝達内容（水害の場合）・・・・ 18

高潮編

1. 奄美地方の高潮の特徴等と観測施設・・・・・・・・ 21
2. 対象とする区域、警戒する区間及び関連施設・・・・・・・・ 21
3. 避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
4. 避難勧告等の発令の判断基準と留意事項・・・・・・・・ 21
5. 避難勧告等の伝達内容（高潮の場合）・・・・ 22
6. 情報の入手先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

津波編

1. 避難勧告等の発令の判断と留意点	25
2. 避難勧告等の解除	25
3. 避難対象地域	26
4. 避難場所	26
5. 避難における留意点	26
6. 避難勧告等の伝達内容（津波の場合）	26
7. 気象庁が発表する津波警報等の解説	27

用語等の意味

土砂関連	31
水害関連	32
避難関連	33

瀬戸内町災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル 全般編

1. 法的根拠

(1) 避難勧告・指示（緊急）

住民への避難勧告・指示（緊急）や災害応急対策等の防災対策の責務については、災害対策基本法第4条（都道府県の責務）、（市町村の責務）、第60条（市町村の避難の指示等）に則るもので、同法に基づき作成した瀬戸内町地域防災計画に則り実施する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者避難）

内閣府が諮問した「集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」が平成17年3月に取りまとめた「災害時要配慮者の避難支援ガイドライン」・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難を開始するため、市町村長が発令すべき情報とされたものであり、これに基づいた瀬戸内町地域防災計画の規則に則り実施する。

(3) 住民の責務

災害対策基本法第7条2項により、住民の責務として自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

2. 避難勧告の考え方と瀬戸内町災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアルの目的

1 (1)・(2)により、住民の生命・財産を災害から保護し、災害の拡大を防止する（減災に向けた取り組み）ため、瀬戸内町長は避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。本マニュアルはこれを効果的に実施するため、また、対象とする自然災害（大雨による土砂・浸水・洪水災害、台風襲来時等の高潮災害、地震における津波災害）の特性に合わせた避難勧告等の判断基準を策定し、災害種別に応じた対象地域や施設、避難場所等を選定するとともに、合わせて住民に求める行動も整理した。

なお、本マニュアルにおいて、「避難勧告等」とは「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」を総称した言葉である。

3. 避難勧告等の発令の考え方と住民に求める行動

避難勧告等については次のものがあり、住民に求める行動は次表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難を開始。（避難支援者は支援行動を開始する） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し用品の用意等、避難準備・高齢者等避難開始を開始する。通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する。
避難指示（緊急）	①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高い（極めて高い）と判断された状況 ②人的被害が発生した状況。	①避難勧告等発令後、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了する。 ②いまだに避難を実施していない住民は直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

・水害（内水害・外水害）、高潮害において、2階以上に上がることで安全が確保される場合は、避難所への退避より安全な場合がある。

4. 避難勧告等発令の時期への配慮

- (1) 住民が避難するためには、避難勧告等を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難を準備する時間及び避難所へ移動する時間が必要であり、防災行政無線やエリアメール、FMせとうち等の情報の伝達時間を考慮し、必要な時間を確保する。
- (2) 土砂や浸水想定区域外でも、住民が危険と判断した場合には自主避難を進めるのではなく、積極的な避難勧告等の発令を実施する。

5. 消防団や自主防災組織における留意事項

想定外の災害発生の可能性から、消防団や自主防災組織等は危険を感じた場合は直ぐに現場から避難し、身の安全の確保に努め、その状況を災害対策本部へ連絡すること。

6. 危険区域毎の町指定の避難所（災害種別毎）

避難所については、瀬戸内町が指定した避難場所とし、地域または集落毎に決められている。事態の切迫した状況においては、被害が想定される区域外の安全な建物等に避難することも考慮する必要がある。

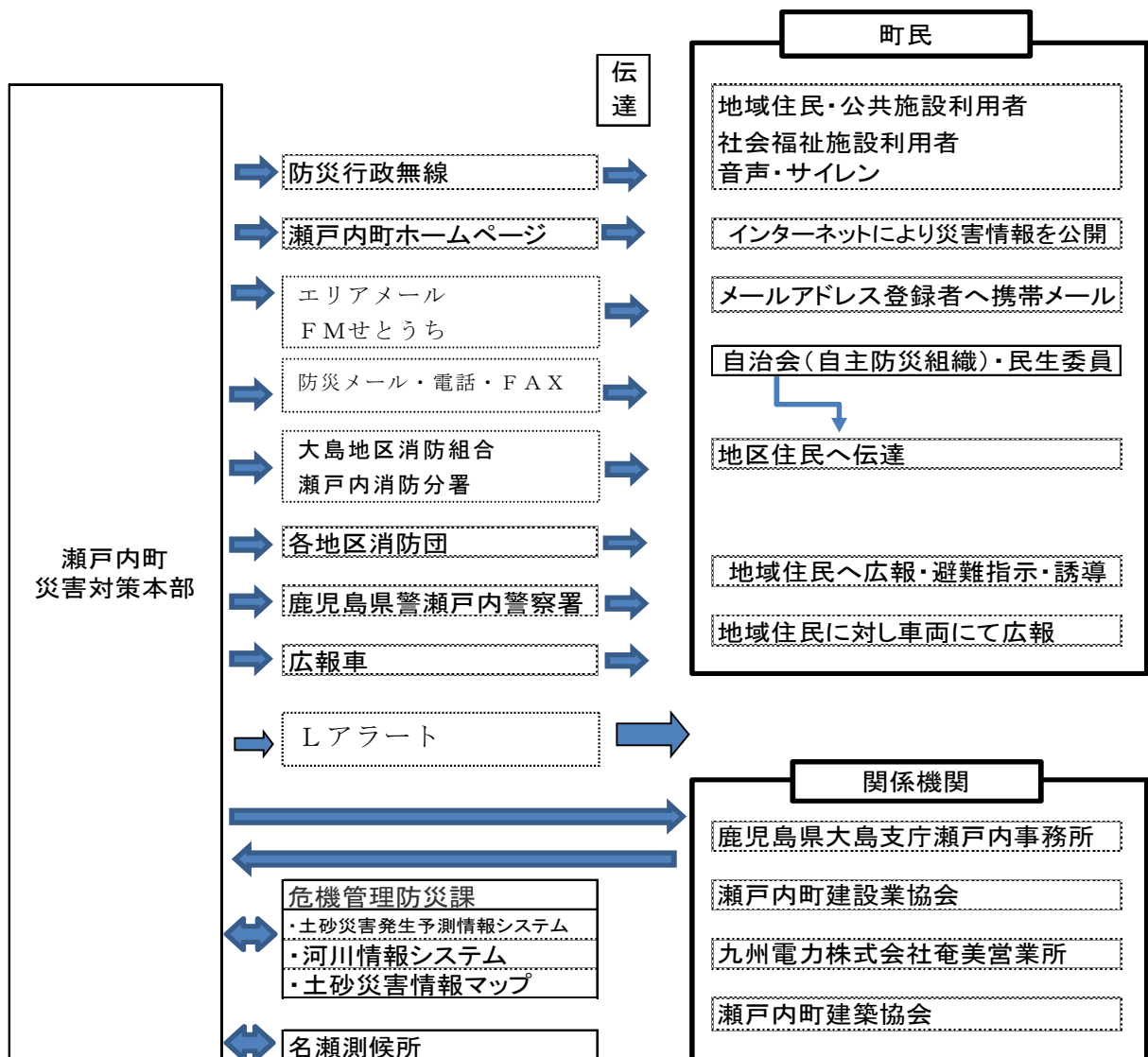
7. 避難勧告等の伝達方法

(1) 避難勧告等の伝達手段

伝達については、町並びに関係機関の保有する以下の通信設備等の手段を用いて行うものとし、また地域の特性に応じてその手段を複数に組み合わせて実施するものとする。

- ◆ 防災行政無線（同報系）、防災メール
- ◆ 広報車・消防車両
- ◆ Lアラート（災害情報共有システム）、電話、FAX
- ◆ 町役場ホームページ「災害情報掲示板」への掲載
- ◆ 鹿児島県危機管理局（メール配信サービス）
- ◆ 放送事業者のラジオによる周知

(2) 伝達系統図



※ なお、「FMせとうちとの災害時の放送に関する協定書」により、避難勧告等の周知や災害状況、警戒事項など、住民に対して警戒を呼びかける「緊急情報割込放送」を行うことができる。

(3) 避難勧告等の伝達先、伝達方法、伝達係及び災害種別
 避難勧告等の伝達先及び伝達方法

対象	伝達先	伝達方法	確認	担当者	土砂	洪水・内水	地震	高潮	津波
住民等	住民	防災行政無線	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		防災メール	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		広報車	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		J-ALERT	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		町ホームページ	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		Lアラート・テレビ・ラジオ	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		エフエム瀬戸内	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	エリアメール	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
各地区嘱託員	電話・Fax等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自治会長・自主防災組織	々	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

関係機関

消防関係	消防組合瀬戸内分署	々	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
防災関係機関	県危機管理防災課	防災行政無線 電話・Fax等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大島支庁総務企画課	々	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	名瀬測候所技術課	々	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
報道等機関	新聞社・テレビ・ラジオ	電話・Fax等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
町関連機関	避難所・公共施設	電話	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

交通機関

タクシー会社	南部交通株式会社	電話	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
バス会社	道の島交通	々	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

医療機関

医療機関	瀬戸内徳洲会病院	電話	73-1111		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	瀬戸内へき地診療所	々	72-3211		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	南大島診療所	々	72-0107		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	加計呂麻徳洲会診療所	々	75-0116		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大島保養院	々	72-0376		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	池地診療所	々	76-1109		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	与路へき地診療所	々	76-1501		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	いづはら医院	々	72-3307		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

福祉施設関係

特別養護老人ホーム	奄美の園	電話	72-0892		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	加計呂麻園	々	76-0808		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
老人保護施設	せとうち	々	73-1155		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
養護老人ホーム	寿老園	々	72-3364		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者	いすわん	々	72-3365		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	瀬戸内町社会福祉協議会	々	72-4144		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	生協在宅サービスセンターせとうち	々	72-2822		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ほこらしや	々	73-2717		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
通所介護	瀬戸内徳洲会介護センター	々	73-1111		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
知的障害者支援施設	なのはな園	々	73-2000		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(4) 災害時要配慮者への伝達方法

要配慮者及び要配慮者施設への伝達は、電話・FAX・広報車・防災行政無線を基本とし、迅速に対応するが、地震・津波等で一般有線回線が不通の場合は、衛星携帯電話で試みる。また、要配慮者の支援者への連絡も同時に実施することとする。

※ ここでいう支援者とは、瀬戸内町が依頼し、本マニュアルに登録された自治会長、嘱託員、民生委員を指す。

(5) 避難勧告等の伝達内容（一般）

■避難準備・高齢者等避難開始の発令時

（上りチャイム）

こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。

ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。

- ① 昨夜からの〔△△台風〇〇号 / △△大雨〕により、
〇〇時間後には〇〇川の水位が上昇し、今後堤防を超えて浸水が始まるおそれがあります。
- ② 昨夜からの〔△△台風〇〇号 / △△大雨〕により、がけ崩れなどの土砂災害が起こりやすくなっています。
- ③ 昨夜からの〔△△台風〇〇号 / △△高潮〕により、本日〇〇時（深夜など）満潮による潮位の上昇により、浸水が起こるおそれがあります。

お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

できるだけ近所の方にも声をかけてください。

また、テレビ・ラジオなどの今後の情報に注意してください。

（繰り返します。）

瀬戸内町災害対策本部からお知らせしました。

（下りチャイム）

■ 避難勧告の発令時

(上りチャイム)

こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。
ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。

直ちに〇〇公民館〔各地区の避難所〕へ避難してください。

なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

(繰り返します。)

■ 避難指示（緊急）の発令時

(上りチャイム)

(サイレン数回)

こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。

〇〇川の〇〇地区の堤防が決壊して（〇〇川が危険水位を突破して）
大変危険な状況です。

避難を指示します。

直ちに〇〇公民館〔各地区の避難所〕へ避難してください。

十分な時間がない方は、近くの高い建物に避難してください。

なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

(繰り返します。)

8. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 法的根拠

災害対策基本法第49条に基づき、当該町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を、作成するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとし、町長は、その保有する要支援者の氏名その他の要支援者に関する情報を、その保有に当って特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- ・対象者の氏名
- ・対象者の生年月日
- ・対象者の性別
- ・対象者の現住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・前各号のほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

土砂災害編

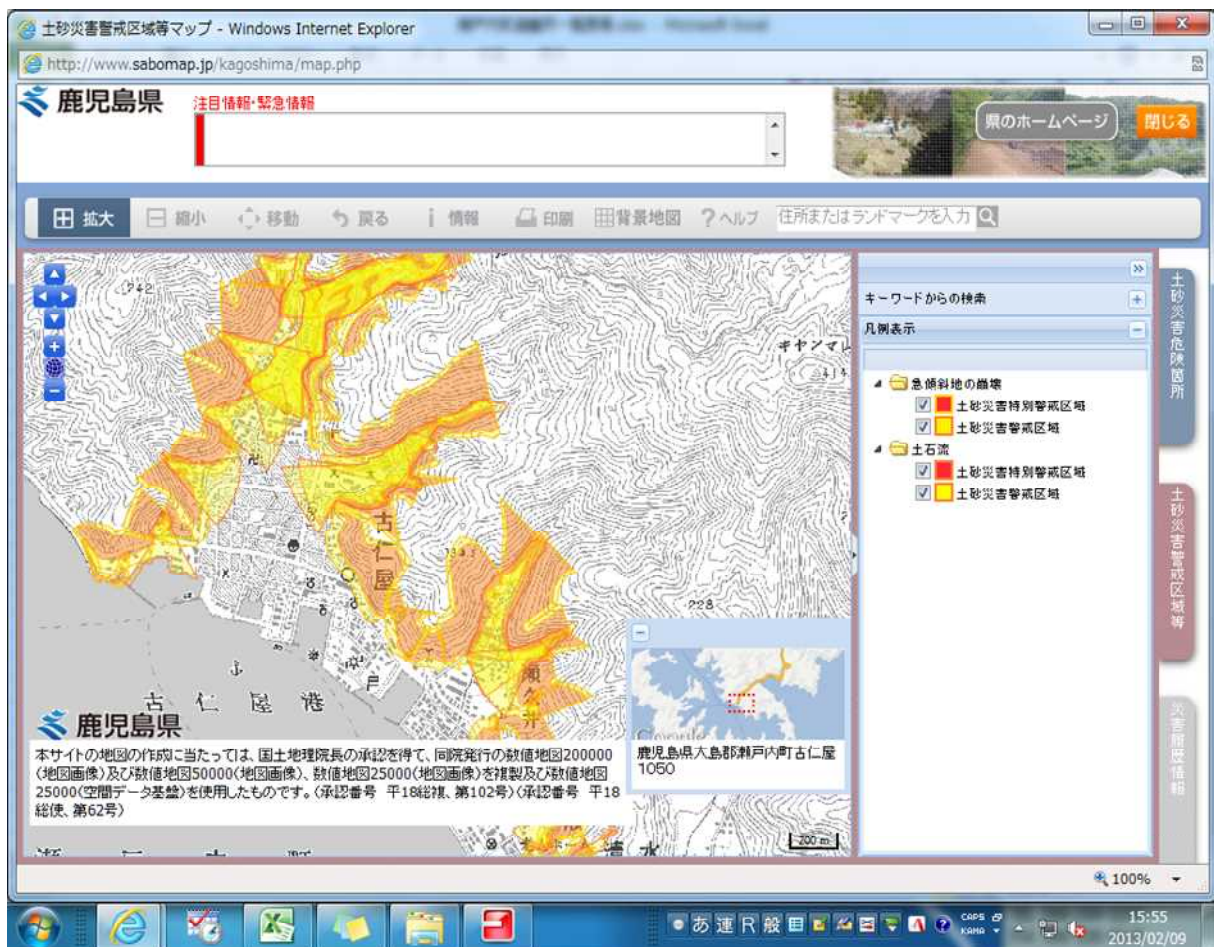
1. 対象とする土砂災害

対象とする土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

語句の意味については、関連用語解説（土砂災害編）を参照。なお、急傾斜地、土石流箇所、地滑り箇所は、地域防災計画資料の洪水・土石流発生危険地域一覧、または下記のURL（鹿児島県HP土砂災害情報マップ）を参照。

<http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/>

以下イメージ図



なお、避難勧告等の判断に用いる資料の一つである「土砂災害警戒情報」の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

2. 避難すべき区域等

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする土砂災害及び避難すべき区域は次のとおりとする。なお、警戒すべき個所は日頃から危険を伴う警戒が必要な箇所を指し、避難すべき区域は大雨等により、土砂災害の発生の危険度が高くなる箇所を指すもので、警戒すべき箇所は避難すべき区域に含まれることから、どちらも避難勧告等の発令の対象となる。

(1) がけ崩れ

傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地崩壊危険箇所を警戒すべき箇所とする。

(2) 土石流

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が概ね2度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流危険箇所を警戒すべき箇所とする。

(3) 地滑り

土砂災害警戒情報で対象とする災害は、がけ崩れ、土石流等の表層土の土砂災害を対象としていることから、深層崩壊の地滑りについてはその対象としていない。本町においては、次の5地区が対象となる。

箇所番号	箇所名	河川名			幅(m)	長さ(m)	地すべり危険箇所面積(ha)	保全人家戸数(戸)	公共施設
		水系名	幹川名	溪流名					
62	古仁屋	仲金久川	仲金久川	仲金久川	320	330	10.6	153	国道、町道 集会所 福祉作業所
82	花天	里川	里川	里川	155	65	1.5	13	県道、町道
83	伊須				80	85	1.5	22	町道、公民館
84	瀬久井				120	80	8.5	57	老人ホーム 民宿
区 33	西阿室				90	150	6.6	28	県道、集会所

(4) 避難勧告等の対象となる避難すべき区域（急傾斜地・土石流）

急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険区域を含む）及び土石流危険箇所の保全対象を含む箇所を避難すべき区域とする。急傾斜地及び土石流溪流箇所は、防災計画の災害危険箇所一覧を参照。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	地域防災計画（第2	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	地域防災計画（第2	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）
土石流危険溪流Ⅰ	地域防災計画（第3	土石流危険溪流Ⅰ）
土石流危険溪流Ⅱ	地域防災計画（第3	土石流危険溪流Ⅱ）

※「土石流危険溪流Ⅰ」：人家5戸以上等の箇所

※「土石流危険溪流Ⅱ」：人家1～4戸の箇所

3. 避難勧告等発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難勧告等を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難を準備する時間及び避難所へ移動する時間が必要であり、防災行政無線、防災メールやエリアメール、Lアラート（災害情報共有システム）、FMせとうち等の情報の伝達時間を考慮し、必要な時間を確保する。

4. 避難勧告等の発令の判断基準と留意点

(1) 避難勧告等の発令の判断基準

次表を参考に、総合的に判断する。また、台風情報や大雨に関する確度が高い情報が早期に入手出来た場合は、この基準に捉われず、十分な時間的猶予を以て早期に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

種別	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	【警戒レベル4】 避難勧告	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）
がけ崩れ 土石流 危険箇所	①前兆現象（湧水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合 ②瀬戸内町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ「防災情報提供システム」の土砂災害警戒判定メッシュ情報が赤色表示の場合 ③総合的判断	①前兆現象（溪流付近で傾斜崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等）が発見された場合 ②瀬戸内町に「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ「鹿児島県土砂災害発生予測情報システム」の土砂災害の危険指標がレベル3を表示した場合 ③総合的判断	①土砂災害が発生している場合 ②山地での崩壊や地すべり、溪流における土砂の流出や堆積、さらに堆積地の再浸食といった土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ③総合的判断
上記以外の箇所 （地すべり含）	①前兆現象（湧水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合 ②総合的判断	①前兆現象（溪流付近で傾斜崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等）が発見された場合 ②総合的判断	①土砂災害が発生している場合 ②山地での崩壊や地すべり、溪流における土砂の流出や堆積、さらに堆積地の再浸食といった土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ②総合的判断

※ 避難準備・高齢者等避難開始②の大雨警報（土砂災害）、避難勧告②の土砂災害警戒情報とも、「瀬戸内町」を対象に発表される。

※ 地域を絞って避難勧告等を発令すべき場合は、インターネット防災情報提供システムの「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が参考になる。これは、地図上に格子毎の警戒レベルを示したものであり、対象となる格子を確認（色表示）できる。

※ 土砂災害の発生は、これまで降った雨量（先行降雨）と今後予想される雨量との相関が深いため、必要に応じて名瀬測候所へ今後の予想雨量を確認する。

(2) 地域住民からの発見通報等

地域住民からの前兆現象の発見通報があった場合は、町は直ちに自主避難を促すと共に、現場の確認作業を行う。職員の確認作業にあたっては、土砂災害の危険を察した場合には、絶対に近寄らないこと、確認作業中の場合は速やかに現場を離れる。

(3) 早期避難行動

大雨・暴風時や夜間の避難行動は危険を伴うため、台風等による豪雨や暴風が予想される場合は、夜遅くや未明に及ぶことのないよう十分な早期発令を原則とする。ただし、止むを得ない場合は避難勧告等の発令に時刻の制限はなく、直ちに発令する。

5. 避難勧告等の解除

発令した避難勧告等の解除は、大雨警報（土砂災害）の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できること等、総合的に判断し発令する。

6. 雨量に係る情報の入手

アメダス雨量は気象庁ホームページ、鹿児島県の部外観測所における雨量は鹿児島県土砂災害発生予測情報システムを参照。

入手先	住民	瀬戸内町	入手方法
瀬戸内町ホームページ	○	—	http://www.town.setouchi.org/
鹿児島県土砂災害発生予測情報システム	○	○	http://www.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/
名瀬測候所	○	○	http://www.jma-net.go.jp/naze/
気象庁	○	○	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
国土交通省 川の防災	○	○	http://www.river.go.jp/
総務省消防庁 J -ALEAT	○	○	防災行政無線で放送

※ J-ALERT とは、全国瞬時警報システム（ぜんこくしゅんじけいほうシステム）

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムである。

※ 防災行政無線の自動放送の種類は、以下のとおり。

- ・津波注意報、津波警報、大津波警報
- ・緊急地震速報（震度4から）

7. 土砂に係る情報

入手先	住民	瀬戸内町	入手方法
土砂災害警戒情報 (県と気象台の共同発表)	○	○	http://www.jma.go.jp/jp/dosha/ http://www.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/index.menu.html/
土砂災害関連情報			鹿児島県危機管理防災課 FAX 及び電話 ・メール
名瀬測候所	○	○	http://www.jma-net.go.jp/naze/
気象庁	○	○	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
総務省消防庁 J-ALEAT	○	○	防災行政無線で放送

8. 留意事項

運用にあたっては以下の事項に留意する。

- (1) 土砂災害警戒情報に関する事項で、今後の予想雨量や警報の見通し等については名瀬測候所に、土砂災害警戒情報の今後の見通しについては発信者である鹿児島県と鹿児島地方気象台に確認に努めること。
- (2) 町民のみならず、他町村での被害状況等、事態の切迫性を示す付帯情報の確認に努めること。
- (3) 情報の収集等においては、瀬戸内警察署、大島地区消防組合宇検消防分駐所、自主防災組織等、関係機関と緊密に連携すると共に、消防団、自主防災組織からも情報収集に努めること。

9. 避難準備情報等の伝達内容（土砂災害の場合）

避難勧告等を発令する場合は、「発令に至った理由と現在の状況」を簡潔に述べ、「避難所名」について具体的に発表する。以下に伝達文例を示す。

■ 避難準備・高齢者等避難開始

こちらは瀬戸内町災害対策本部です。

〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

☑これまで降った雨や今後予想される大雨で、土砂災害の発生が予想されます。
☑山からの湧水や水の濁りが増えて、がけ崩れ等の土砂災害のおそれがあります。
このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

お年寄りや要援護者など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇地区避難所、△小学校へ避難して下さい。

その他の住民の方々は、避難の準備を始めて下さい。

■ 避難勧告

こちらは瀬戸内町災害対策本部です。

〇〇地区に避難勧告を発令します。

☑土砂災害の発生する危険性が非常に高まっています。
〇〇地区では、斜面の膨らみ・崩壊、道路等のクラックの発生が確認されました。
このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難勧告」を発令しました。

直ちに〇〇地区避難所、△小学校へ避難して下さい。避難する場合は周囲の状況等にも十分留意を払い避難して下さい。

■ 避難指示（緊急）

（緊急放送！緊急放送！）こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。

〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。

☑〇〇地区では土石流などの土砂災害の発生が予想される非常に危険な状況となっています。
☑△地区では地滑りが発生しており、最大限に警戒が必要な状況となっています。
このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難指示（緊急）」を発令しました。

直ちに〇〇地区避難所、△小学校へ直ちに避難して下さい。避難に十分な時間がない方は、がけや山に近い小さな川から出来るだけ離れ、安全な建物に避難して下さい。

水 害 編

1. 水害の種類と特徴

(1) 外水氾濫

- ア 破堤や溢水（越水）による氾濫は、家屋の流出や倒壊する程の強いエネルギーがあるため堤防近傍や河川周辺の住民は早期避難の完了を必要とする。
- イ 浸水深が50センチを上回る場所では避難行動に危険が伴い、また浸水深20センチ程度でも流速が早い場所は歩行困難になるため留意すること。
- ウ 小河川の氾濫による浸水はゆっくり進行することが多いが、急勾配の河川や山地で降った大雨の流れ込みにより、水位が一気に上昇し、溢水することも考慮する。

※住民における留意事項

- ア 歩行が危険な状態となった場合は、緊急的に2階などの高所へ避難し、救助を待つことなども効果的である。
- イ 用水路等への転落のおそれがある場所では、道路の冠水時には10センチ程度でも危険を伴うため近寄らないこと。

(2) 氾濫型内水

- ア 通常は外水氾濫に先立って、内水氾濫が発生する。
- イ 内水氾濫では外水氾濫に比べて流速は遅いが、早期に避難行動をとること。

(3) 湛水型内水

湛水型内水とは、河川周辺で降った雨での排水不良による浸水災害を指すもので、氾濫型内水との区別が難しい。

2. 河川の洪水・氾濫と流域の内水・浸水に避難すべき区域

- (1) 「避難すべき区域」は、過去の浸水被害の実績と被害想定を踏まえて特定した区域であるが、自然現象のため不測の事態も想定され、事態の進行状況に応じて避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

- (2) 「避難すべき区域」の見直しは、上記理由から随時見直しを行う。

- (3) 県管理河川についても「浸水想定区域」は未指定のため、「浸水想定区域」を示すハザードマップ等は作成されていない。このため、過去の浸水被害の実績から区域の設定、今後は、ハザードマップを作成し、住民へ配布することを計画している。

- (4) 浸水予測対象区域とは、降雨による浸水が予想される区域であり、町が過去の災害発生時等から予想される区域を決定する。

また、洪水の危険度（浸水の深さ）も表示する。

(5) 過去の災害の対象は、「平成20年10月20日の奄美豪雨による洪水害」や過去の記録が残っている災害データの全てとする。

なお、床下浸水は避難勧告等の設定地域に含めない。

河川ごとの警戒を要する災害種別及び浸水予測対象地域と主な避難所は以下のとおり。

河川名	危険地域			被害想定		予想される被害住家
	地名	左右岸別	延長(km)	床下	床上	
清水川	清水	両	1.4	29		32
嘉鉄川	嘉鉄	右	0.9	35		74
蘇刈川	蘇刈	右	0.7	14	2	56
伊須川	伊須	右	0.6	6		17
阿木名川	阿木名	右	0.87	14	2	17
勝浦川	勝浦	左	0.3	3		3
節子川	節子	右	0.9	22		25
仲里川	古仁屋市街地	左	0.5	206	155	366
瀬久井川	瀬久井	左	0.6	3	1	6
須手川	須手	両	0.8	7		7
手安川	手安	両	0.6	5	1	6
久根津川	久根津	右	0.6	3	1	4
油井川	油井	右	0.5	6		6
西古見川	西古見	左	0.72	2		2
実久川	実久	左	0.4	2		2
大川川	薩川	左	0.6	3		3
木慈川	木慈	右	0.4	3		3
武名川	武名	右	0.4	1		1
三浦川	三浦	両	0.5	8	1	12
俵川	俵	両	0.5	17		24
瀬相川	瀬相	両	0.4	4	1	10
阿多地川	阿多地	右	0.7	1		1
嘉入川	嘉入	両	0.7	2	2	13
西阿室川	西阿室	右	1	32	2	48
須子茂川	須子茂	右	0.4	5		5
渡連川	渡連	右	0.7	5		5
安脚場	安脚場	右	0.9	1		1
徳浜川	徳浜	右	0.6	1		1
秋徳川	秋徳	左	1.7	12		16
仲田川	諸鈍	両	1.1	5		5
於斉川	於斉	左	0.5	1		1
伊子茂川	伊子茂	右	0.16	1		2
花富川	花富	左	0.6	11		11
請阿室川	請阿室	右	0.8	1		1
嘉徳川	嘉徳	右	0.9	3		3
仲里川	松江	両	0.5	32	18	50

(参考) 平成23年11月2日の奄美南部豪雨災害被害調査データ

3. 避難勧告等の発令の判断基準

瀬戸内町の各河川については、水位観測所及び水位計の設置が施されていない。このため、水位の確認については、増水により危険が生じることから遠方からの目視等で判断し、以下の判断基準を参考に実施する。

また、気象予測（大雨（浸水）警報、洪水警報、解析雨量、降水短時間予報等）や河川の巡視状況等からの情報を含めて総合的に判断する。

種 別	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	【警戒レベル4】 避難勧告	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）
浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ①瀬戸内町に大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され、かつ「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が赤色表示の場合 ②河川の水位の状況と、今後予想される雨量から、水位が上昇し、溢水の可能性がある場合 ③総合的判断 	<ul style="list-style-type: none"> ①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が桃色表示の場合 ④総合的判断 	<ul style="list-style-type: none"> ①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合 ②堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が紫色表示の場合 ④総合的判断
上記以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ①河川の水位の状況と、今後予想される雨量から、水位が上昇し、溢水の可能性がある場合 ②総合的判断 	<ul style="list-style-type: none"> ①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報で入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③総合的判断 	<ul style="list-style-type: none"> ①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合 ②堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ③総合的判断

4. 避難勧告等の解除

発令した避難勧告等の解除は、大雨警報（浸水災害）の解除を目安に、また、河川の水位や道路の冠水状況等を確認の上、避難した住民が安全に帰宅できること等、総合的に判断し発令する。

5. 避難勧告等の発令の留意点

今後の気象予測については、名瀬測候所が発表した大雨（浸水）・洪水警報など防災気象情報の確認と相互の情報交換の緊密化、河川については水位・堤防等の状況の把握に努め、総合的に判断して発令する。なお、想定を超える規模の災害の発生など、想定外の事象に対応できるよう関係機関とは常に情報交換を密に行う。

- (1) 避難行動の難易度を考慮し、夜間や暴風の中での避難は危険を伴うため、早めの発令を心掛けること。
- (2) 河川の上流域の降雨状況や水系全体の水位の変化、隣接する町村の被害状況・降雨状況等、事態の切迫性を示す情報の確認を怠らないこと。このため、消防団や自主防災組織等と連携し、状況把握に努めること。

6. 浸水被害に係る情報

水害に係る情報と収集先は以下のとおり。

入手先	情報名	住民	瀬戸内町	入手方法
鹿児島県 危機管理防災課	浸水関係情報		○	F A X 及び電話・メール
名瀬測候所	注意報・警報 各種気象情報	○	○	http://www.jma-net.go.jp/naze/
気象庁	注意報・警報 各種気象情報	○	○	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
総務省消防庁 J -ALEAT	警報 各種気象情報	○	○	防災行政無線で自動起動放送

7. 避難勧告等の伝達内容（例）（水害の場合）

避難勧告等を発令する場合は、「各情報に至った理由と現在の状況」を簡潔に述べ、「避難所名」について具体的に発表する。以下に伝達文例を示す。

<p>■避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>こちらは瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p><u>〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発表します。</u></p> <p>・現在、瀬戸内町では大雨（浸水）、洪水警報が発表されています。 <input checked="" type="checkbox"/>〇〇川の水位が上昇し、今後、溢水（越水）するおそれがあります。 <input type="checkbox"/>1時間後には、道路冠水のおそれがあります。 このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発表しました。 お年寄りや要配慮者など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇地区避難所、△小学校へ避難して下さい。 その他の住民の方々は、避難の準備を始めて下さい。</p>
<p>■避難勧告</p> <p>こちらは瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p><u>〇〇地区に避難勧告を発令します。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>〇〇川の水位が上昇し、今後、家屋等の浸水害の発生するおそれが高まっています。 <input type="checkbox"/>〇〇地区の浸水が拡大しています。 このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難勧告」を発令しました。 直ちに〇地区避難所、△小学校へ避難して下さい。避難する場合は周囲の状況等にも十分留意を払い避難して下さい。</p>
<p>■避難指示（緊急）</p> <p>（緊急放送！緊急放送！）こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p><u>〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。</u></p> <p><input type="checkbox"/>〇〇川の水位が更に上昇し、非常に危険な状況となっています。 <input checked="" type="checkbox"/>〇〇地区の〇〇川の堤防が決壊しました。</p> <p>このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難指示（緊急）」を発令しました。 直ちに〇地区避難所、△小学校へ直ちに避難して下さい。避難に十分な時間がない方は、安全な建物等に避難して下さい。</p>

高 潮

1. 奄美地方の高潮の特徴等と観測施設

- (1) 高潮は秋の大潮期などに潮位が上昇し、発生することが多くなるが、その多くは避難行動を要しない。しかし、台風などの接近により急激に潮位が上昇する場合は、浸水による避難行動が必要であり、注意すべき事項は外水氾濫の水害と同様である。
- (2) 台風接近時における奄美地方での高潮の発生し易い条件は、奄美地方を台風が通過する場合または、西側の東シナ海を北上するコースの場合に南側から南東を向いている湾で潮位が高くなる。なお、古仁屋港においては、台風が東シナ海を通過した場合に、東から南寄りの風が強まることで、吹き寄せ効果等で潮位が高くなる。特に伊須湾等で高くなる。
- (3) 奄美地方のリーフで囲まれた地形では、台風は遠くに位置し風がそれほどなくても、高波が長周期化して高潮が発生することがある。
- (4) 潮位を観測する施設は、奄美海上保安部の名瀬港と気象庁の奄美市小湊があり、どちらも潮位と偏差が確認でき、気象庁が発表する「津波の観測に関する情報」にも掲載される。

2. 避難勧告等の対象とする区域と特に警戒する区間（特）及び関連施設

- (1) 避難勧告等の発令の対象となる「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえたもので、自然現象のため不測の事態等も予想されることから、事態の進行・状況によっては、避難勧告等の発令区域を適切に判断する必要がある。

(2) 対象地域

瀬戸内町管内沿岸部に属する一帯とする。

3. 避難場所

高潮による浸水災害の避難場所は、資料「避難所の指定」を参照。

4. 避難勧告等の発令の留意事項

避難判断等、発令の運用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 発令にあたっての留意事項

- ア 破堤や浸水被害状況等の重要な情報については、情報を提供した名瀬測候所や古仁屋海上保部と緊密に情報交換を実施し、今後の想定を超える（想定外）事象にも対応できるよう体制の充実を図る。
- イ 巡視等による堤防の異常や潮位の状況等、また、台風接近時においては台風の予想進路、暴風域に入るタイミング等を考慮し、総合的な判断を行う。また、夜間や大雨、暴風時における避難は危険であるため、日中の早い段階に実施するよう心掛ける。

ウ 台風接近時の場合は、暴風による吹き寄せ効果と吸い上げ効果により水位が高くなるため、暴風域期間中は警戒を継続する。

種 別	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	【警戒レベル4】 避難勧告	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）
浸水予想対象区域	①高潮警報が発表され、かつ名瀬港の潮位が1.5mを超えた場合 ②要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況 ③総合的判断	①高潮警報発表中における防波堤等、高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合 ②古仁屋港の潮位が1.8mを超えた場合 ③総合的判断	①地区の防波堤等、高潮防災施設に越波・越流が発生 ②地区の防波堤等、高潮防災施設の損壊の発生 ③古仁屋港の潮位が2.1mを超えた場合 ④総合的判断
上記以外の区域	総合的判断	総合的判断	総合的判断

5. 避難勧告等の伝達内容(高潮の場合)

避難勧告等を発令する場合は、「各情報に至った理由と現在の状況」を簡潔に述べ、「避難所名」について具体的に発表する。以下に伝達文例を示す。

<p>■避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>こちらは瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p>〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発表します。</p> <p>・現在、瀬戸内町では高潮警報が発表されています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 台風の接近に伴い、海面の急激な上昇が予想されます。今後、堤防を越えて家屋等の浸水害の発生するおそれがあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 〇〇時間後には、床下浸水のおそれがあります。</p> <p>このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発表しました。</p> <p>お年寄りや要配慮者など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇地区避難所、△小学校へ避難して下さい。</p> <p>その他の住民の方々は、避難の準備を始めて下さい。</p>
<p>■避難勧告</p> <p>こちらは瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p>〇〇地区に避難勧告を発令します。</p> <p>〇地区に避難勧告を発令しました。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 台風接近に伴い、海面の水位が高くなっています。今後、家屋等の浸水害が広範囲に発生するおそれがあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 〇〇〇地区の浸水害が拡大しています。</p> <p>このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難勧告」を発令しました。</p> <p>直ちに〇地区避難所、△小学校へ避難して下さい。避難する場合は周囲の状況等にも十分留意を払い避難して下さい。</p>
<p>■避難指示（緊急）</p> <p>(緊急放送！緊急放送！) こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p>〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。</p> <p><input type="checkbox"/> 〇〇〇地区では、台風により海水が堤防を越えて、非常に危険な状況となっています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 〇〇〇地区の〇〇川の堤防が決壊しました。</p> <p>このため、〇〇時〇〇分に、△地区に対して「避難指示（緊急）」を発令しました。</p> <p>直ちに〇地区避難所、△小学校へ直ちに避難して下さい。避難に十分な時間がない方は、安全な建物等に避難して下さい。</p>

6. 情報の入手先

(1) 高潮注意報・警報、高潮に関する気象情報、台風に関する気象情報

気象庁ホームページ：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(2) 潮位の実況：小湊・名瀬港の潮位については、名瀬測候所でも確認できる。

名瀬測候所 (TEL 52-0375)

津波

1. 避難勧告等の発令の判断と留意点

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）による津波のように到達までに相当の時間があるものまでであるが、いずれの場合であっても情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないように、町は以下の判断基準に従って「避難指示等」を発令する。

- (1) 津波に対する避難については、強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難が必要と認める場合、あるいは津波警報・大津波警報を受信または覚知した場合には、町長は「津波警報」で避難勧告、「大津波警報」で避難指示等を直ちに発令する。
- (2) 奄美地方から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、津波警報の津波到達時刻を踏まえ、または津波警報発表前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、町は早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。

※ 気象庁が「津波警報または大津波警報」を発表した場合の遠地津波における発令時期の判断基準は、「津波警報」では避難勧告の発令、「大津波警報」では避難指示（緊急）の発令とし、津波到達予想時刻の2～3時間前に避難準備・高齢者等避難開始、1～2時間前には避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。

※ 遠地地震に関する情報は、国外で地震の規模を示すマグニチュードが7.0以上の地震が発生した場合等に日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表される。
津波観測の情報がいった場合には随時情報が発表される。

- (3) 津波は第一波よりも後続波の方が高くなる場合があること（特に震源が非常に遠い地震（遠地地震）により生じた津波の場合、最初の津波を観測してから何時間か経ってから最大波が来ることがある）にも留意して対応することが必要である。
- (4) 気象庁では、遠地地震における津波警報・大津波警報の解除の判断については非常に難しく、解除まで長い時間を要することが多い。このため、町の災害対策本部等の解除は、津波警報・大津波警報の解除を受けて、また、被害の状況などの総合判断から実施する。

2. 避難勧告等の解除

気象庁が「津波警報または大津波警報」から「津波注意報」へ切替となった場合に、避難指示等を解除し、災害警戒本部へ移行する。

3. 避難対象地域

瀬戸内町の周囲は海岸に面した集落が多く、津波により極めて重大な災害が発生するおそれがあるため、避難指示等の対象地域は沿岸一帯の全集落とする。

海拔は5メートル以下とするが、津波の高さによって避難指示等の発令対象地域を決定する場合がある。

4. 避難場所

津波による避難場所は、資料「避難所の指定」を参照。

5. 避難における留意点

(1) 直ちに標高10メートル以上の高台等の安全な場所へ避難する。

(2) 津波による避難行動は「より遠く」ではなく、「より高い所」へ避難することが重要である。

(3) 広報車や防災行政無線等で呼びかけを行う伝達者は、津波に留意すると共に、身の危険を感じた場合には早急に身の安全が確保される高台等に避難する。

6. 避難勧告等の伝達内容（津波の場合）

避難勧告等を発令する場合は、「各情報に至った理由と現在の状況」を簡潔に述べ、「避難場所名」について具体的に発表する。以下に伝達文例を示す。

<p>■避難準備・高齢者等避難開始（遠地津波の場合で、避難まで猶予がある場合）</p> <p>こちらは瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始を発表します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>現在、奄美群島・トカラ列島に（<input type="checkbox"/>津波警報・<input type="checkbox"/>大津波警報）のが発表されました。 <input checked="" type="checkbox"/>津波到達予想時刻までに2～3時間程度の猶予があります。</p> <p>このため、〇〇時〇〇分に、全ての集落に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発表しました。</p> <p>お年寄りや要配慮者など、避難に時間がかかる方は、直ちに高台、指定された津波避難場所等へ避難して下さい。その他の住民の方々も、避難の準備を始めて下さい。</p> <p>また、出来るだけ近所の方々へ声をかけて避難して下さい。</p>
<p>■避難勧告</p> <p>こちらは瀬戸内町災害対策本部です。</p> <p>避難勧告を発令しました。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>現在、奄美群島・トカラ列島に津波警報が発令されました。 <input checked="" type="checkbox"/>住家の浸水・半壊や人的被害等、津波により重大な災害が起こるおそれがあります。</p>

このため、〇〇時〇〇分に、全ての集落に対して「避難勧告」を発令しました。
直ちに高台、指定された津波避難場所等へ避難して下さい。
避難する場合は周囲の状況にも十分注意を払い避難して下さい。

■避難指示（緊急）

（緊急放送！緊急放送！）こちらは、瀬戸内町災害対策本部です。

避難指示（緊急）を発令しました。

☑現在、奄美群島・トカラ列島に大津波警報が発令されました。

☑住家の全壊・流出や人的被害等、津波により極めて重大な災害が起こるおそれがあります。

このため、〇〇時〇〇分に、全ての集落に対して「避難指示（緊急）」を発令しました。

直ちに高台、指定された避難場所等へ避難を完了して下さい。

7. 気象庁が発表する津波警報等の解説

(1) 津波警報、注意報

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ			とるべき行動
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m～	10m 超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難場所など安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	5m～10m	10m		
	3m～5m	5m		
津波警報	1m～3m	3m	高い	
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

注) 1. 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表します。

2. 高い津波が来る前は、津波の高さを「観測中」として発表します。

※ 大津波警報や津波警報が発表されている時には、観測された津波の高さを見て、これが最大だと誤解しないように、津波の高さを数値で表さず「観測中」と発表する場合があります。

注) 3. 津波による災害が起こるおそれなくなった場合には、津波警報または津波注意報の解除を行う。このうち、津波の高さが津波注意報の発表基準以上であっても、津波の状況について一般の理解が十分になされていることなどから、防災上問題ないと判断される場合は、津波注意報を解除することがある。

※ 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

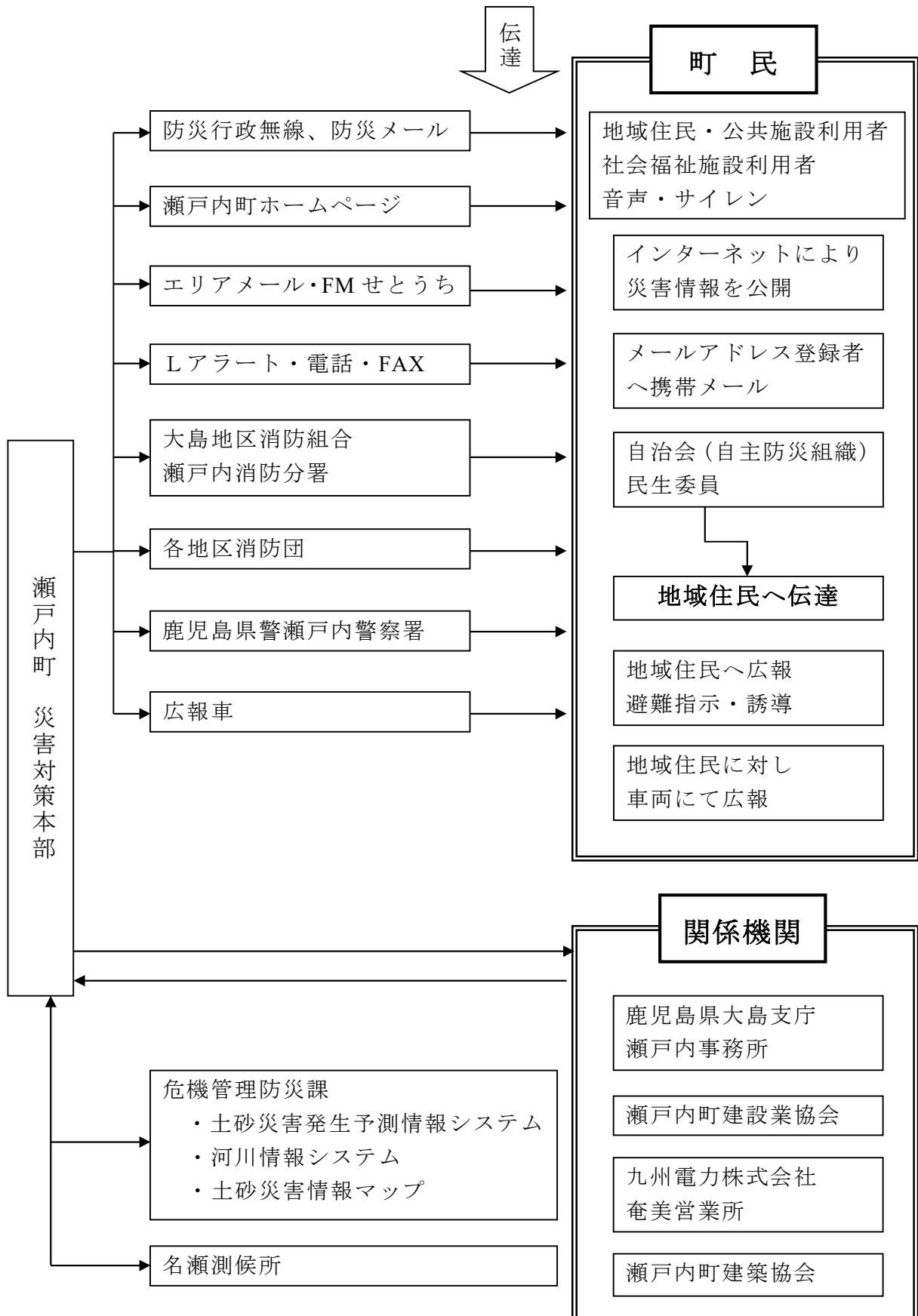
	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報等に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報等に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や、釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波情報の種類

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到着予想時刻や予想される津波の高さ等を知らせする。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到着予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到着予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）や予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波到着予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻（1分単位）・津波到着予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻（1分単位）や高さ（0.1m単位）を発表
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表

(4) 住民への伝達方法



用語等の意味

土砂関連

用語/読み	意味
大雨警報 おおあめ けいほう	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
解析雨量 かいせき うりょう	国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダーやアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、降水量分布を 1km 格子（メッシュ）毎に解析したもの。
がけ崩れ がけ くずれ	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象。
急傾斜地 きゅうけいしゃ ち	傾斜度が 30 度以上の傾斜地をいう。
CL ライン	避難の必要な土砂災害の発生の目安となる基準線
地滑り じすべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。道路や建物等が広い範囲で被害を受ける。
前兆現象 ぜんちょう げんしょう	土砂災害の発生前に、溪流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害発生を早期に予測することが出来る。
土砂災害 どしゃ さいがい	降雨、地震及び火山噴火等による土砂の移動が原因となる災害。
土壌雨量指数 どじょう うりょうしすう	降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を 5 km 四方の格子に分けて、それぞれの格子で計算している。
土石流 どせきりゅう	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって水と一体となって一気に下流へと押し流される現象。破壊力が大きく、スピードも速いことから建物被害や人的な被害を及ぼすことが多い。
土砂災害警戒情報 どしゃさいがい けいかいじょうほう	大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、鹿児島県と鹿児島地方気象台が発表する情報。市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時・適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報。

水害関連

用語/読み	意味
溢水・越水 いっすい・えっすい	川などの水があふれ出ること。堤防がない所では溢水、堤防がある所では越水に分類している。
外水氾濫 がいすい はんらん	本河川で水があふれ出る（溢水）ことにより、浸水域や浸水深が増加する現象のこと。
内水氾濫 ないすい はんらん	河川の水位上昇によりこれらに合流する小河川や水路の排水が出来なくなった場合や、降雨量に対して小河川などの処理能力が追い付かない場合に発生する現象を指す。
冠水 かんすい	田畑や作物などが、水をかぶること。
決壊 けっかい	堤防が崩壊し、川の水が堤防からあふれ出すこと。
破堤 はてい	堤防が決壊すること。
洪水 こうずい	河川の水位や流量が異常に増えることにより、平常の河道から河川敷内に水があふれ出ること。溢水または越水現象を指す。
浸水 しんすい	住宅等が水に浸かったり、水が入り込むこと。床下・床上浸水、低地の浸水等を指す。
浸水予測対象地域 しんすいよそく たいしよ うちいき	降雨による浸水が予想される地域であり、過去の災害発生等から予想される区域を決定して、洪水の危険度（浸水の深さ）を表示したもの。
水位 すいゐ	川の水面の高さであり、多くは川底からの高さを指す。
流速 りゅうそく	水などが流れる速さのこと。
流域雨量指数 りゅういきうりょうしすう	流域で降った雨の量や流れる時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を表現する指数。（単位はない）

避難関連

	用語	意味
水害	洪水予報 こうずい よほう	あらかじめ指定された河川において、気象庁と国土交通省又は都道府県の機関と共同して、洪水のおそれがある場合に行う水位又は流量を示した洪水の予報
	計画水位 けいかく すいい	堤防を作る際に洪水に耐えうる水位として指定する最高の水位
	氾濫危険水位 はんらん きけん すいい	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位 あらかじめ指定された河川では、水位が氾濫危険水位に到達した場合には、氾濫危険情報（洪水警報）を発表
	避難判断水位 ひなん はんたん すいい	避難勧告等の発令判断の目安、また住民の避難判断の参考となる水位 あらかじめ指定された河川では、水位が避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、氾濫警戒情報（洪水報）を発表
	氾濫注意水位 はんらん ちゅうい すいい	避難準備情報等の発令判断の目安、また、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位 あらかじめ指定された河川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に氾濫注意情報（洪水注意報）発表
	水防団待機水位 すいぼうだん たいき すいい	水防団等を待機させるための指標となるもので、国土交通省又は知事の定めた水位
	警戒水位 けいかい すいい	水防法上の基準水位の設定がされていない河川において、過去の浸水実績及び水位記録より瀬戸内町が設定した水位避難勧告の発令判断の目安また住民の避難判断の参考となる水位
	注意水位 ちゅうい すいい	水防法上の基準水位の設定がされていない河川において、過去の浸水実績及び水位記録より瀬戸内町が設定した水位避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、また、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位
土砂災害	土砂災害警戒情報 どしゃ さいがい けいかい じょうほう	鹿児島地方气象台と鹿児島県が共同により、大雨警報発表中において、気象庁が作成する予測雨量に基づいて、鹿児島県が作成した監視基準に達し、より土砂災害への嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合に、発表する情報
	土砂災害危険度情報 どしゃ さいがい きけんど じょうほう	大規模な土砂災害を対象とし、鹿児島県が土砂災害警戒情報を補完する情報として、県内を5km格子単位で分割し、格子毎に土砂災害発生の危険度を3段階に表示させるもので、「鹿児島県土砂災害発生予測情報システム」により提供される情報

<p>土砂災害警戒判定メッシュ情報 どしゃ さいがい けいかい い はんてい めっしゅ じ ようほう</p>	<p>土砂災害警戒情報を補足する情報です。土砂災害警戒情報が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することにより、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域（5kmメッシュ）を把握することができます。気象庁ホームページ及びインターネット防災情報提供システムにより提供されています。</p>
---	---